

農 整 第 7 1 3 号
平成 29 年 3 月 17 日

(一社) 富山県建設業協会 殿

富山県農林水産部長



農林水産部 土木工事施工管理基準の一部改正について

「農林水産部 土木工事施工管理基準」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事より適用することとしたので、関係者の周知方、ご協力をお願いします。

(事務担当：農村整備課技術管理係)
TEL：076 - 444 - 3299

「農林水産部 土木工事施工管理基準」(H29.4月) の改正概要について

1. 改正の趣旨

土木工事施工管理基準は、農林水産部所管工事の施工管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたもので、昭和52年4月より施行されている。

現基準は、平成28年11月に改正されたものであるが、土木部において出来形管理基準と品質管理基準が改正されたことから、改正内容を検討し一部改正するものである。

2. 主な改正内容

(1) 施工管理

(4 農道工事)

- ・ 4. コンクリート舗装工、アスファルト舗装工 (改正)
舗装調査・試験法便覧による測定区間長の明確化

(2) 品質管理

(1 コンクリート関係)

- ・ 塩化物含有量試験 (改正)
- ・ スランプ試験 (改正)
- ・ 空気量試験他 (改正)
小規模工種における品質管理方法の改正
- ・ 圧縮強度試験 (改正)
小規模工種における総使用量及び品質管理方法の改正

改正工事施工管理基準は、平成29年4月1日以降の決裁より適用する。また、富山県HPによる公開を併せて行う。

新 旧 対 照 表

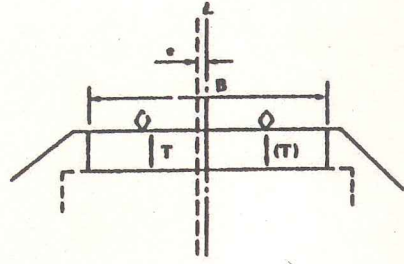
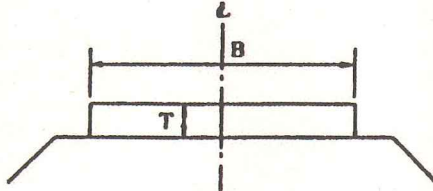
【 土木工事施工管理基準 】 施工管理基準

改 正 後

現 行

備 考

工 種	項 目	規格値(mm)	(参考) 管理基準値 (mm)	測 定 基 準
4. コンクリート舗装工 アスファルト舗装工	幅 (B)	-30	+30 -20	幅, 中心線のズレについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。厚さはおおむね500㎡に1個の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。
	厚 さ (T)	コンクリート舗装 -10 アスファルト舗装 各層 -10 全層 -15	コンクリート舗装 +10 -6.5 アスファルト舗装 各層 +10 -6.5 全層 +15 -10	
	中心線のズレ (e)	± 50	±35	
	施工延長	-0.1% ただし延長150m未満 -150		
	平坦性 (F)	(アスファルト舗装) 3mプロフィールメーター 標準偏差 σ = 2.4mm以内 直読式標準偏差 σ = 1.75mm以内 (コンクリート舗装) 標準偏差 σ = 2.0mm以内		平坦性は1車線につき1測線全延長中心線に平行に測定する。
5. 砂利舗装工	幅 (B)	-100	+100 -65	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
	厚 さ (T)	厚さ12cm未満 - 30 厚さ12cm以上 - 45	t < 12cm ±20 t ≥ 12cm ±30	
	施工延長	-0.2% ただし延長50m未満 -100		

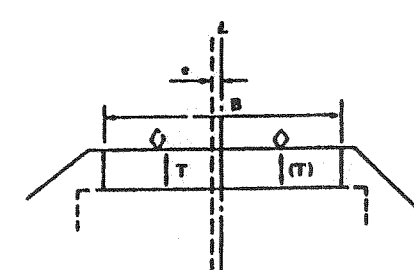
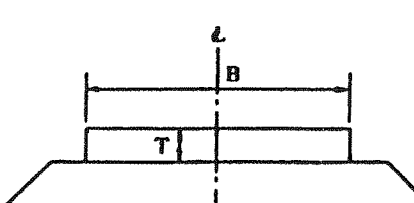
管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に朱記、併記するもの		
幅, 厚さ, 中心線のズレで20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び施工延長	—	 <p>Tと(T)は, ちどりにコア採取 ◇は, コア採取位置</p>	<p>【改正】</p> <p>区間長100m未満においては平坦性の測定を省略する。</p>
幅, 厚さで20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び施工延長	—		

測定区間長の明確化
※舗装調査・試験法便覧より引用

新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】 施工管理基準

改正後	現 行					備 考
農 道 工 事	4. 工	幅 (B)	-30	+30 -20	幅, 中心線のズレについては施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。厚さはおおむね500㎡に1箇所の割合でコアを取りコア又はコアホールにより測定する。	
		厚 さ (T)	コンクリート舗装 -10 アスファルト舗装 各層 -10 全層 -15	コンクリート舗装 +10 -6.5 アスファルト舗装 各層 +10 -6.5 全層 +15 -10		
		中心線のズレ (e)	± 50	±35		
		施 工 延 長	-0.1% ただし延長150m未満 -150			
		平坦性 (F)	(アスファルト舗装) 3mプロファイルメーター 標準偏差 σ = 2.4mm以内 直読式標準偏差 σ = 1.75mm以内 (コンクリート舗装) 標準偏差 σ = 2.0mm以内	平坦性は1車線につき 1測線全延長中心線に 平行に測定する。		
	5. 工	幅 (B)	-100	+100 -65	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。	
		厚 さ (T)	厚さ12cm未満 - 30 厚さ12cm以上 - 45	t < 12cm ±20 t ≥ 12cm ±30		
		施 工 延 長	-0.2% ただし延長50m未満 -100			

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの(様式3)	結果一覧表によるもの(様式8)	構造図に朱記、併記するもの		
幅, 厚さ, 中心線のズレで20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	-		Tと(T)は, ちどりにコア採取 ◇は, コア採取位置
幅, 厚さで20点以上のもの	左記のもの で20点未満のもの及び 施工延長	-		

新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】 品質管理基準

改 正 後

現 行

備 考

工程	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
1	材	砂の有機不純物量試験	JIS A 1105	工事開始前、工事中 1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。
		骨材の安定性試験	JIS A 1122	
		アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	
		配合試験		
コ	施	塩化物含有量試験	(財)国土技術研究センターの評価を受けた測定器による	生コンの場合は、工場の配合報告書による 海砂を使用する場合 2回/日 その他の場合 1回/週
		スランブ試験	JIS A 1101	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミックストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。
		空気量試験他	JIS A 1128 他	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時
		圧縮強度試験	JIS A 1108	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(φ70・3本、φ280・3本)とする。
リ	工	曲げ強度試験	JIS A 1106	1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。 2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。 3. 試験の基準 打設1日につき2回の割合で行う。 テストピースは1回につき3個とする。 * 1工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。
		ト		

規格値	管理方式	処置
標準値より薄いこと		
細骨材 10%以下 粗骨材 12%以下 「アルカリ骨材反応抑制対策について」		詳細は、H15.7.8付け企用第431号アルカリ骨材反応抑制対策について(通知)による。
0.3kg/m ³ 以下	様式-20	・塩化物含有量試験については、用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ・ 圧縮強度試験については、鉄筋コンクリートで、その使用量が50m³(無筋コンクリートでは150m³)以上の工事は、初期の一測定を信頼できる試験機関で実施すること。 ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は、レディーミックストコンクリート工場の品質証明書等のみとする。 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特別仕様書で指定された工種。)
2.5cm.....±1.0(cm) 5cm及び6.5cm.....±1.5 8cm及び18cm以下.....±2.5 21cm.....±1.5 (道路橋床版の場合) スランブ8cmを基準とする	様式-9	
指定値 ±1.5%	様式-7	
現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。また基準強度を1/4以上の確率で下回ってはならない。 レディーミックストコンクリート 1回の試験結果は、 指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、 指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の 試験値 の平均値)		
一回(供試体3本の平均値)の試験結果は呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。		鉄筋コンクリートで、その使用量が50m ³ (無筋コンクリートでは150m ³)以上の工事は、初期の一測定を信頼できる試験機関で実施すること。

【改正】

小規模工種(総使用量50m³未満)の品質管理方法の改正
※1工種1回以上の試験を削除

小規模工種 総使用量50m³以上の取扱いを追加
※土木部と統一

【改正】

小規模工種における総使用量の値を統一
※記述を土木部と統一(内容変更なし)

処置の区分改正による移動
※圧縮強度試験も同様

新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】 品質管理基準

改正後	現 行				備 考			
1 コ ン ク リ ー ト	材	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準	規格値	管理方式	処 置	
	料	砂の有機不純物量試験	JIS A 1105			標準値より薄いこと		
		骨材の安定性試験	JIS A 1122			細骨材 10%以下、 粗骨材 12%以下		
		アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		「アルカリ骨材反応抑制対策について」		詳細は、H15.7.8付け企用第431号アルカリ骨材反応抑制対策について(通知)による。
		配合試験		生コンの場合は、工場の配合報告書による				
	施 工	塩化物含有量試験	(財)国土技術研究センターの評価を受けた測定器による	海砂を使用する場合2回/日 その他の場合1回/週		0.3kg/m ³ 以下	様式-20	・塩化物含有量試験については、用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。
		スランブ試験	JIS A 1101	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミックストコンクリートを用いる場合は、原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。		2.5cm.....±1.0(cm) 5cm及び6.5cm.....±1.5 8cm及び18cm以下.....±2.5 21cm.....±1.5 (道路橋床版の場合) スランブ8cmを基準とする	様式-9	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミックストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工事及び特別仕様書で指定された工種。)
		空気量試験他	JIS A 1128 他	荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時		指定値 ±1.5%	様式-7	
		圧縮強度試験	JIS A 1108	1. 供試体の試料荷卸し場所にて採取する。 2. 試験基準 (1) 1回/日または工事の規模に応じて20~150m ³ 毎に1回とする。 テストピースは1回につき6個 (ϕ 7...3本、 ϕ 28...3本)とする。 *小規模工種で、1規格あたりの総使用量が20m ³ 未満の場合には1回以上、またはレディーミックストコンクリート工場(IIS表示認証工場)において作成された品質証明書の提出のみとすることができる。		現場練りコンクリート 同時に作った3本の供試体の平均値は、基準強度の80%を1/20の確率で下回ってはならない。また基準強度を1/4以上の確率で下回ってはならない。 レディーミックストコンクリート 1回の試験結果は、呼び強度の85%以上でなければならない。3回の試験結果の平均値は呼び強度以上でなければならない。 なお、1回の試験とは採取した試料で作った3個の供試体の平均値で表したものを。		鉄筋コンクリートで、その使用量が50m ³ (無筋コンクリートでは150m ³)以上の工事は、初期の一測定を信頼できる試験機関で実施すること。
		曲げ強度試験	JIS A 1106	1. 道路舗装用コンクリートにおいて試験する。 2. 供試体の試料は荷卸し場所にて採取する。 3. 試験の基準 打設1日につき2回の割合で行う。 テストピースは1回につき3個とする。 *1工事当たりの総打設量が少量の場合は監督職員の指示により試験を省略することができる。		一回(供試体3本の平均値)の試験結果は呼び強度の値の85%以上、かつ3回の試験結果の平均値は呼び強度以上。		